

◆届出エラーと対処法について

【出生、転入・転出届出が出来なかった。】

原因	エラーコード	対処方法について
1.持ち主でない耳標で出生届出をしていませんか。	A10216	<ul style="list-style-type: none"> ・届出Webシステムにログイン後、【繋養および在庫耳標一覧】により確認ください。 ・自己の農場の耳標でない場合は、農協など所属団体、都道府県畜産主務課を通じて耳標の管理換えを行ってください。
2.出生届出がされていない牛を転入・転出届出または、死亡届出をしようとしていませんか。	A10218 A10238	<ul style="list-style-type: none"> ・出生農家をご存じの場合、出生届出を行うよう連絡をしてください。または、個体識別番号を確認してください。 ・出生農家による出生届出の完了後に異動届出などが可能となります。
3.届出されている内容と、転入・転出の日付に矛盾はありませんか。	転入 A10116 A10211 A10212 A10223 転出 A10118 A10222 A10223 A10224 A10232	<ul style="list-style-type: none"> ・牛の異動日をインターネット(牛個体識別情報検索サービス)で確認してください。 ・確認の結果、自分の届出が正しい場合は、前の牛の管理者に連絡するかわからない場合は、最寄りの地方農政局等、(独)家畜改良センター個体識別部まで連絡してください。 ・また、過去に自分の行った届出に間違いがあった場合は、修正請求を行ってください。
4.誤った個体識別番号(耳標番号)で届出していませんか。	A10102 A10127	<ul style="list-style-type: none"> ・子牛の個体識別番号(耳標番号)を確認し、正しい個体識別番号(耳標番号)で届出してください。

【耳標の再発行請求が出来なかった。】

原因	エラーコード	処方法について
1. 転入届出は完了していますか。	A10232	<ul style="list-style-type: none">・インターネット(牛個体識別情報検索サービス)で確認してください。・確認の結果、未届出の場合は、先に転入届出をしてください。
2. 転出届出済み、または、次の牛の管理者から転入届出済みではありませんか。	A10234	<ul style="list-style-type: none">・自分の農場にいる牛しか耳標の再発行請求は行えません。・転入先の牛の管理者が耳標の再発行請求を行ってください。

【ご注意ください】

システム上同じ個体識別番号の耳標を再発行請求中に再発行請求を行うことはできません。当初の再発行耳標がお手元に届いてから、改めて再発行請求を行って下さい。

◆原因が特定できないときは、家畜改良センター、または最寄りの地方農政局等までお問い合わせください。

【家畜改良センターお問い合わせ先】

TEL: 0248-48-0596

E-mail: id@nlbc.go.jp

(メールを送られる際は、お名前、農家コード、お電話番号もお知らせください)